

### 33.40 (特殊出願 - 4)

#### 原発明の特許出願が分割された場合におけるその追加の特許出願の取扱い(特)

追加の特許出願に係る原発明の特許出願が分割された場合において出願人は、その追加の特許出願について願書の「原発明の表示」、明細書の「追加の関係」等を補正することにより、いずれか一方の出願の追加の特許出願とすることができる。

ただし、前記補正がない場合又は特許法第17条第1項ただし書の規定により明細書の補正ができない場合は、その追加の特許出願は、分割前の原特許出願の追加の特許出願として取り扱う。